



『トーマツ チャイナ ニュース』

連載

～中国企業会計準則シリーズ～ 第40回 関連当事者の開示

中国室

1. はじめに

今回は、「企業会計準則第36号-関連当事者の開示」（以下、「36号準則」）を解説します。

36号準則は、総則、関連当事者、関連当事者との取引、開示の4章から構成されています。36号準則の内容は、国際財務報告基準（IFRS）の考え方を踏襲した内容となっています。

2. 用語の定義

以下では、中間財務報告に関連する用語の定義を示します。

支配	ある企業の財務及び経営方針を決定する権限を有し、かつこれにより当該企業の経営活動から利益を獲得することができることを指します。
共同支配	契約上の約定に基づきある特定の経済活動に対して共有している支配を指します。共同支配が存在するのは、経済活動に関連する重要な財務及び経営方針の決定に際して、支配権を享受している出資者の一致した同意が必要となる場合に限られます。
重要な影響	ある企業の財務及び経営方針について、決定に関与する権限を有するが、これらの方針の策定については支配又は他者と共に共同支配することはできない状態を指します。
主要な出資者個人	ある企業を支配もしくは共同支配することができる、又はある企業に重要な影響を及ぼすことができる個人投資家を指します。
主要な経営者	企業の活動を計画、指揮及び支配する権限を有し、かつ責任を負う者を指します。
密接な近親者	企業との取引を行う際、主要な出資者個人又は主要な経営者に影響を与える、又は彼らから影響を受ける可能性がある近親者を指します。

3. 関連当事者

企業との間に関連当事者関係が存在するのは、①一方が他の一方を支配又は共同支配しているか、又は他の一方に重要な影響を及ぼしている場合、②二者又は二者以上が同じ一方の支配もしくは共同支配を受けているか、又は重要な影響を受けている場合です。具体的な関連当事者の範囲は、36号準則第4条で以下の通り示されています。

- (1) 親会社
- (2) 子会社
- (3) 同じ親会社に支配されているその他の企業（兄弟会社）
- (4) 企業を共同支配している出資者
- (5) 企業に重要な影響を与える出資者
- (6) 共同支配企業
- (7) 関連会社
- (8) 企業の主要な出資者個人又はその密接な近親者
- (9) 企業又はその親会社の主要な経営者及びその

密接な近親者

- (10) 企業の主要な出資者個人、主要な経営者又はそれらの密接な近親者が支配又は共同支配する、あるいは重要な影響を及ぼすその他の企業

企業は、財務諸表において、全ての関連当事者との関係及びその取引に関する情報を開示しなければなりません。ただし、連結財務諸表を公表している企業は、日本基準と同様、連結の範囲に含まれている企業間の取引に関する開示はせずに、連結範囲外の関連当事者との関係及び取引のみを開示します。なお、企業との間に上記の関係がなく、下記の関係しか存在しない各社については、企業の関連当事者には該当しません。

- (1) 企業との間に日常的な取引が発生する資金提供者、公共事業部門、政府部門及び機構
- (2) 企業との間に大量の取引があり経済的依存関係が存在する特定の得意先、仕入先、使用許諾権者、仲介業者又は代理業者
- (3) 企業と共同支配企業を共同支配している共同

支配出資者

また、ただ国家の支配を受けるのみで、その他の関連当事者関係が存在しない場合は、関連当事者には該当しません。例えば、国営企業の場合は、他の国営企業に上記で示した関連当事者の要件に該当する事象が存在しない限り、当該他の国営企業は関連当事者には該当しないこととなります。

4. 関連当事者との取引

関連当事者との取引とは、36号準則第7条で「関連当事者との間で資源、役務又は義務を移転する行為を指す」と定義されており、取引代価の受領の有無は関連当事者との取引に該当するかどうかの要件には関係ありません。関連当事者との取引の具体的な形態は以下の通りであり、「主要な経営者の報酬」も関連当事者との取引とされている点が特徴的です。

- (1) 商品の購入又は販売
- (2) 商品以外のその他の資産の購入又は販売
- (3) 役務の提供又は受入
- (4) 保証
- (5) 資金の提供（貸付又は持分の出資）
- (6) リース
- (7) 代理
- (8) 研究及び開発プロジェクトの移転
- (9) ライセンス契約
- (10) 企業を代表して、又は企業が他の一方を代表して行う債務の決済
- (11) 主要な経営者の報酬

5. 開示

(1) 親会社及び子会社に関する情報

企業は、関連当事者との取引の有無に関係なく、親会社及び子会社に関する以下の情報を注記にて開示しなければなりません。

① 親会社及び子会社の名称

なお、香港子会社又は中国国内の投資性公司（傘型会社）を経由して中国子会社に投資している場合のように、親会社が企業の最終的な支配者ではない場合には、最終的な支配者の名称も合わせて開示する必要があります。

② 親会社及び子会社の事業内容、登記所在地、登録資本金及びその変動状況

③ 親会社の企業に対する、又は企業の子会社に対する持分比率及び議決権比率

(2) 関連当事者との取引に関する情報

関連当事者との取引が発生した場合には、その関連当事者との関係、取引の形態及びその内容を注記にて開示しなければなりません。取引の内容に関しては、36号準則第10条において、少なくとも以下の4項目を含むこととされています。

- ① 取引金額
- ② 未決済項目（債権債務残高）の金額、条項、条件及び保証の提供又は受入に関する情報
- ③ 債権残高に対する貸倒引当金の金額
- ④ 価格決定方針

関連当事者との取引を開示する際には、原則として関連当事者ごと、及び取引形態ごとに区分して開示します。ただし、取引形態が類似する関連当事者との取引については、財務諸表利用者の関連当事者との取引に関する正確な理解を妨げないことを条件として、合算して開示することが容認されています。そのため、主要な経営者の報酬に関しては、個人別ではなく合算して開示しているという実務が広く見られます。

以上